

東京都三多摩公立博物館協議会ホームページバナー広告掲載取扱基準

[平成 27 年 3 月 31 日制定]

1 趣旨

この基準は、東京都三多摩公立博物館協議会(以下「当会」という。)が開設しているホームページにバナー広告を掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この基準において、バナー広告とは当会のホームページから指定するホームページ(以下「リンク先」という。)に直接移動させるための広告画像をいう。

3 掲載できるバナー広告

掲載できるバナー広告は、当会ホームページの公共性及び品位を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの(歴史学・民俗学上必要と認められる場合を除く)
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 誇大表示、不当表示など表現方法等が不適切なもの
- (6) 第三者の権利を侵害するもの
- (7) その他当会が広告掲載として適当でないと認めるもの

4 バナー広告掲載料

バナー広告の掲載料は、1 枠につき年額 40,000 円、3 ヶ月 12,000 円とする。

5 バナー広告掲載の申込み等

- (1) バナー広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)は、東京都三多摩公立博物館協議会ホームページバナー広告申込書(以下「申込書」という。)に必要事項を記載し、掲載希望期間初日の 1 ヶ月以上前までに申し込むものとする。
- (2) バナー広告を掲載する期間は月の初日から末日までを 1 か月とし、その掲載期間は 3 か月単位で最長 12 か月とする。
- (3) 当会で申込書の内容を審査しバナー広告掲載の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。
- (4) バナー広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、当会の指定する期日までに、本基準書第 6 項で規定するバナーを提出するものとする。
- (5) 広告主は、当会が指定する期日までに、当会の指定する納付先に広告掲載料を一括納入

するものとする。

- (6) バナー広告主が掲載期間終了後継続して掲載を希望するときは、掲載終了1ヶ月以上前に継続の旨を申込書に記載し申し込むものとする。

6 バナーの規格

バナー広告は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル
- (2) ファイル形式 GIF(Graphics Interchange Format)形式 (アニメーション GIF 不可)
- (3) データ容量 10 キロバイト以内
- (4) 見やすさに配慮したもの。

7 バナー広告の掲載位置

- (1) バナー広告は、当会ホームページのトップページにおいて当会が指定する位置及び枠に掲載するものとする。
- (2) 広告主はバナー広告の掲載位置を指定できないものとする。

8 バナー広告の掲載中止等

次の各号に相当する場合、当会はバナー広告の掲載を中止する。この場合、納付済みのバナー広告掲載料は還付しないこととする。

- (1) バナーのリンク先内容が変更され、その内容が本基準書第3項に記載する事項に相当し、当会から広告主に対しそのリンク先内容の変更を求めても履行されない場合。
- (2) 広告掲載中に広告主が東京都多摩地域の市町村で競争入札参加資格者指名停止措置等の指名停止処分を受けた場合。
- (3) 広告主の都合により、当会ホームページへのバナー広告掲載を取り下げるため、申込書により掲載中止の申し出がなされた場合。

9 バナー広告掲載料の還付

バナー広告の掲載期間中、当会の都合により当会ホームページを閉鎖した時間が生じた場合、その時間に応じ、次のとおり納付済みのバナー広告掲載料を当該広告主に還付する。

閉鎖時間	還付額
8時間以上12時間未満	60円
12時間以上24時間未満	120円
以降24時間ごと	120円

ただし、納入されたバナー広告掲載料を限度とする。

10 広告主の責務

- (1) バナー及びリンク先の作成は広告主の負担とする。
- (2) 広告主は、掲載されたバナー広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- (3) 第三者から、バナー広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。
- (4) リンク先のホームページなどに事故や障害が発生した場合は、速やかに当会に連絡し対応を協議する。
- (5) リンク先 URL 又はリンク先内容を変更するときは、変更の2週間前までに当会に連絡する。

11 損害賠償請求

当会は、バナー広告の掲載にあたり、広告主がその責めに帰すべき理由により当会に損害を生じさせたときは、広告主に対してその損害賠償を請求できるものとする。

12 その他

本基準書に記載のない状況が発生した場合、又は疑義が生じた場合には、広告主は当会と協議のうえ、誠意をもって適切に対応、対処に当ることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準書は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。